

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月14日
【四半期会計期間】	第29期第3四半期(自 平成28年2月1日 至 平成28年4月30日)
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椎 塚 裕 一
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経営企画部部長 荻 坂 昌 次 郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【電話番号】	03(5367)2001 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部経営企画部部長 荻 坂 昌 次 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第28期 第 3 四半期 連結累計期間	第29期 第 3 四半期 連結累計期間	第28期
会計期間	自 平成26年 8 月 1 日 至 平成27年 4 月30日	自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 4 月30日	自 平成26年 8 月 1 日 至 平成27年 7 月31日
売上高 (千円)	4,487,991	12,209,489	11,687,275
経常利益 (千円)	122,084	1,644,797	1,866,304
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益 (千円)	108,918	1,592,160	1,848,936
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	108,918	1,592,160	1,848,936
純資産額 (千円)	2,773,480	3,306,849	4,383,884
総資産額 (千円)	15,339,838	16,178,831	15,942,703
1 株当たり四半期（当期）純利 益金額 (円)	0.17	6.67	7.62
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.5	19.9	26.9

回次	第28期 第 3 四半期 連結会計期間	第29期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年 2 月 1 日 至 平成27年 4 月30日	自 平成28年 2 月 1 日 至 平成28年 4 月30日
1 株当たり四半期純損失金額 () (円)	0.55	1.57

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 第28期、第28期第 3 四半期連結累計期間及び第29期第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年 9 月13日）等を適用し、第 1 四半期連結累計期間より、「四半期（当期）純利益」を「親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動は以下のとおりです。

（不動産賃貸収益等事業）

株式会社奨建築及びS&Standard株式会社は、保有する株式の全てを売却したことに伴い、第 1 四半期連結会計期間末で当社の連結の範囲から除外しております。また、当社は平成28年 7 月期第 2 四半期連結累計期間において保有する F I P 投資顧問株式会社の全株式を売却いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府、日本銀行による各種経済政策、金融政策の効果から企業収益や雇用環境に改善の傾向がみられましたが、為替や株価の不安定な動きにより先行きの不透明感は払拭できない状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構調査による首都圏の中古マンションの成約件数は、平成27年9月や平成28年3月に一時的に前年割れとなりましたが、平成27年4月からおおむね前年同月比プラスが続いております。

一方、全国主要都市のオフィスビル市況の情報を提供している三鬼商事株式会社の調査による東京都心5区（東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区）のオフィス空室率は、平成24年6月の9.43%をピークに低下し平成28年1月には4.01%にまで低下し、その後は2月4.04%、3月4.34%、4月4.23%と低水準で推移しております。また、平均賃料は平成25年12月の16,207円/坪をボトムに平成28年4月には18,061円/坪と平成22年10月以来の18,000円台まで上昇しており、オフィスビル市況は堅調に推移しております。

このような環境下、当社グループは当第3四半期連結累計期間において、首都圏や関西圏において新規に販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。売却物件の種類といたしましては、新築収益マンションが1件、収益マンションが3件、収益ビルが4件、土地が2件、ホテルが1件となりました。

以上から、当第3四半期連結累計期間の売上高は122億9百万円（前年同期比172.0%増）、営業利益は21億3百万円（同434.7%増）、経常利益は16億44百万円（同1,247.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は15億92百万円（同1,361.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりです。

(不動産再活事業)

当第3四半期連結累計期間において、首都圏や関西圏において新規に販売用不動産を仕入れ、販売活動を活発化させました。事業法人や外国人富裕層からの引き合いが強く、売上高は116億64百万円（同206.1%増）、営業利益は21億67百万円（同490.7%増）となりました。

(不動産賃貸収益等事業)

不動産賃貸収益等事業は、当社が保有する不動産物件に係る受取賃料や収入手数料等、また、子会社の株式会社奨建築やS&Standard株式会社の収益で構成されております。当第3四半期連結累計期間においては、平成28年7月期第1四半期末に連結子会社である株式会社奨建築やS&Standard株式会社の当社保有株式全株を譲渡したことにより、それぞれの損益は平成28年7月期第1四半期分のみで計上となりました。こうしたことから不動産賃貸等収益事業の売上高は5億45百万円（同19.6%減）、営業利益は2億96百万円（同29.8%減）となりました。

なお、非連結子会社であるFIP投資顧問株式会社の当社保有全株式を平成28年1月に譲渡しております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期連結累計期間末における流動資産は、153億9百万円（前連結会計年度末は158億71百万円）となりました。主な内訳としては、現金及び預金が28億74百万円（同51億41百万円）、販売用不動産が105億73百万円（同99億26百万円）などであります。

（固定資産）

当第3四半期連結累計期間末における固定資産は、8億69百万円（同71百万円）となりました。主な内訳としては、関係会社株式が6億14百万円（同7百万円）であります。

（流動負債）

当第3四半期連結累計期間末における流動負債は、81億15百万円（同75億29百万円）となりました。主な内訳としては、短期借入金が63億95百万円（同66億10百万円）であります。

（固定負債）

当第3四半期連結累計期間末における固定負債は、47億56百万円（同40億28百万円）となりました。主な内訳としては、転換社債型新株予約権付社債が37億円（同40億円）、長期借入金が10億47百万円（同21百万円）であります。

（純資産）

当第3四半期連結累計期間末における純資産は、33億6百万円（同43億83百万円）となりました。主な内訳としては、資本金が5億50百万円、資本準備金が10億50百万円、利益剰余金が42億89百万円、自己株式が26億76百万円であります。以上の結果、自己資本比率は19.9%となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	851,170,520
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	857,484,027

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	236,645,310	236,645,310	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	2,674	2,674	—	(注)2、3、4
C種優先株式	824,355	824,355	—	(注)2、3、5
D種優先株式	1,971,426	1,971,426	—	(注)2、3、6
E種優先株式	138,822	138,822	—	(注)2、3、7
計	239,582,587	239,582,587	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 A種、C種、D種およびE種優先株式は、現物出資（借入金の株式化 19,193百万円）によって発行されたものであります。

3 単元株式数
単元株式数は1株であります。

4 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第7項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、「次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る普通株式 1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式 1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式 1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式 1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株 1株につき、300,000円とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

11. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

12. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

平成26年2月1日付で、普通株式について100株を1単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1株を1単元とする単元株制度を採用しました。

5. C種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) C種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

- (1) C種優先残余財産分配金
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、3,704円(以下「C種優先残余財産分配金」という。)を支払う。
- (2) 非参加条項
C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
3. 議決権
C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
4. 普通株式を対価とする取得請求権
C種優先株主は、2013年7月28日以降2022年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「C種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。
 - (1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
 - (2) 取得価額
当初取得価額は、3,704円とする。
 - (3) 取得価額の調整
(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right)}{1}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(3)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(3)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たり

の時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の全部を、C種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種

優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

- (3) 本内容におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
10. 株主総会において議決権を有する理由
当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。
11. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由
平成26年2月1日付で、普通株式について100株を1単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1株を1単元とする単元株制度を採用しました。
- 6 D種優先株式の内容は次のとおりであります。
 1. 剰余金の配当
 - (1) D種優先配当金
当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D種優先株式を有する株主(以下「D種優先株主」という。)またはD種優先株式の登録株式質権者(以下「D種優先登録株式質権者」という。)に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「D種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。
 - (2) D種優先配当金の額
D種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率(以下「D種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
2011年度および2012年度 = 0.1%
2013年度および2014年度 = 0.3%
2015年度以降 = 0.5%
 - (3) D種優先中間配当金
当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。
 - (4) 非累積条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときであっても、そのD種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (5) 非参加条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
 2. 残余財産の分配
 - (1) D種優先残余財産分配金
当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、3,704円(以下「D種優先残余財産分配金」という。)を支払う。
 - (2) 非参加条項
D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。
 3. 議決権
D種優先株主は、株主総会において議決権を有する。
 4. 普通株式を対価とする取得請求権
D種優先株主は、2015年7月28日以降2024年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「D種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。
 - (1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数
D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
 - (2) 取得価額
当初取得価額は、3,704円とする。
 - (3) 取得価額の調整
(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調

整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の全部を、D種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、かかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をD種優先株主に対して交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

11. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

平成26年2月1日付で、普通株式について100株を1単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1株を1単元とする単元株制度を採用しました。

7 E種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「E種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得すると引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもちて普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換

えに、かかる E 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2030 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を E 種優先株主に対して交付するものとする。E 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる E 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を E 種優先株主に対して交付するものとする。なお、E 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E 種優先株式 1 株につき、3,704 円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、E 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
(2) 当社は、E 種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 1 順位とし、B 種優先株式、C 種優先株式および D 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 2 順位（それらの間では同順位とし、B 種優先株主の有する B 種優先株式の数に B 種優先配当金を乗じて得られる額、C 種優先株主の有する C 種優先株式の数に C 種優先配当金を乗じて得られる額および D 種優先株主の有する D 種優先株式の数に D 種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E 種優先株式にかかる剰余金の配当を第 3 順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第 4 順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
(2) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 1 順位とし、B 種優先株式、C 種優先株式および D 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 2 順位（それらの間では同順位とし、B 種優先株主の有する B 種優先株式の数に B 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C 種優先株主の有する C 種優先株式の数に C 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額および D 種優先株主の有する D 種優先株式の数に D 種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E 種優先株式にかかる残余財産の分配を第 3 順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第 4 順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
(3) 本内容における B 種優先配当金、C 種優先配当金、D 種優先配当金、B 種優先残余財産分配金、C 種優先残余財産分配金および D 種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第 2 章の 2 で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第 322 条第 2 項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

11. 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めている理由

平成 26 年 2 月 1 日付で、普通株式について 100 株を 1 単元とする単元株制度の採用に当たり、普通株式 1 株につき 10 株の割合で株式分割を行いました。ただし、優先株式については株式分割は行わず、1 株を 1 単元とする単元株制度を採用しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第 3 四半期会計期間において発行した新株予約権及び新株予約権付社債はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成 28 年 4 月 30 日	—	239,582,587	—	550,018	—	1,050,018

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成28年4月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 2,674	—	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,010,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,242,800 C種優先株式 824,355 D種優先株式 1,971,426 E種優先株式 138,822	2,292,428 824,355 1,971,426 138,822	(注)1
単元未満株式	392,210	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	239,582,587	—	—
総株主の議決権	—	5,227,031	—

(注)1 A種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の内容は、「1(1) 発行済株式」の内容欄に記載しております。

- 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年1月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成28年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社アルデプロ	東京都新宿区新宿三丁目 1番24号	7,010,300	—	7,010,300	2.93
計	—	7,010,300	—	7,010,300	2.93

(注) 当第3四半期末現在の自己株式数は、7,011,002株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	保坂光二	平成28年3月25日

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長	代表取締役副社長	椎塚裕一	平成28年3月25日
取締役相談役	常務取締役	久保玲士	平成28年3月25日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年2月1日から平成28年4月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年8月1日から平成28年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明誠有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年 7月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年 4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,141,612	2,874,277
受取手形及び売掛金	24,269	-
販売用不動産	9,926,879	10,573,861
預け金	420,000	600,220
前渡金	119,585	470,000
その他	238,907	790,935
流動資産合計	15,871,254	15,309,295
固定資産		
有形固定資産	14,258	12,524
無形固定資産	307	575
投資その他の資産	56,883	856,435
固定資産合計	71,448	869,535
資産合計	15,942,703	16,178,831
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,808	-
短期借入金	6,610,297	6,395,600
1年内返済予定の長期借入金	256,444	72,972
未払金	112,500	409,862
未払費用	29,506	31,432
賞与引当金	-	6,516
未払法人税等	5,503	219,157
その他	507,911	980,024
流動負債合計	7,529,970	8,115,565
固定負債		
新株予約権付社債	4,000,000	3,700,000
長期借入金	21,178	1,047,533
退職給付に係る負債	6,354	8,883
その他	1,316	-
固定負債合計	4,028,848	4,756,416
負債合計	11,558,818	12,871,981
純資産の部		
株主資本		
資本金	550,018	550,018
資本剰余金	1,050,018	1,050,018
利益剰余金	2,995,802	4,289,820
自己株式	305,597	2,676,649
株主資本合計	4,290,241	3,213,206
新株予約権	93,642	93,642
純資産合計	4,383,884	3,306,849
負債純資産合計	15,942,703	16,178,831

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成28年4月30日)
売上高	4,487,991	12,209,489
売上原価	3,595,990	9,371,825
売上総利益	892,001	2,837,663
販売費及び一般管理費	498,569	734,057
営業利益	393,431	2,103,606
営業外収益		
受取利息	444	3,532
受取手数料	647	3,759
受贈益	2,058	-
雑収入	283	30
営業外収益合計	3,434	7,321
営業外費用		
支払利息	121,407	195,237
支払手数料	109,984	197,293
消費税相殺差損	37,277	71,108
社債発行費	4,609	-
その他	1,501	2,491
営業外費用合計	274,781	466,130
経常利益	122,084	1,644,797
特別利益		
関係会社株式売却益	-	27,454
固定資産売却益	180	-
特別利益合計	180	27,454
特別損失		
固定資産除却損	-	3,047
関係会社株式売却損	-	3,094
固定資産売却損	172	-
特別損失合計	172	6,141
税金等調整前四半期純利益	122,092	1,666,109
法人税、住民税及び事業税	13,173	208,171
法人税等還付税額	-	134,221
法人税等合計	13,173	73,949
四半期純利益	108,918	1,592,160
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	108,918	1,592,160

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成28年4月30日)
四半期純利益	108,918	1,592,160
四半期包括利益	108,918	1,592,160
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	108,918	1,592,160
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間末より、株式を譲渡したことにより、株式会社奨建築及びS&Standard株式会社を連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成28年4月30日)
減価償却費	2,164千円	1,709千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月29日 定時株主総会	A種優先株式	8,024	900.00	平成26年7月31日	平成26年10月30日	利益剰余金
平成26年10月29日 定時株主総会	C種優先株式	9,150	11.10	平成26年7月31日	平成26年10月30日	利益剰余金
平成26年10月29日 定時株主総会	D種優先株式	23,980	11.10	平成26年7月31日	平成26年10月30日	利益剰余金
平成26年10月29日 定時株主総会	E種優先株式	263	1.90	平成26年7月31日	平成26年10月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年8月1日 至 平成28年4月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月29日 定時株主総会	普通株式	231,731	1.00	平成27年7月31日	平成27年10月30日	利益剰余金
平成27年10月29日 定時株主総会	A種優先株式	13,374	1,500.00	平成27年7月31日	平成27年10月30日	利益剰余金
平成27年10月29日 定時株主総会	C種優先株式	15,250	18.50	平成27年7月31日	平成27年10月30日	利益剰余金
平成27年10月29日 定時株主総会	D種優先株式	39,967	18.50	平成27年7月31日	平成27年10月30日	利益剰余金
平成27年10月29日 定時株主総会	E種優先株式	263	1.90	平成27年7月31日	平成27年10月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年4月8日開催の取締役会決議に基づき、自己株式（普通株式）7,000,000株の取得を行いました。また、A種優先株式の金銭を対価とする取得請求権の請求により自己株式（A種優先株式）908株の取得を行い、さらに、平成27年11月12日開催の取締役会決議に基づき、自己株式（A種優先株式）5,334株の取得を行いました。この結果、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が2,371,052千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が2,676,649千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年8月1日 至 平成27年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,809,980	678,010	4,487,991	—	4,487,991
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	18,292	18,292	18,292	—
計	3,809,980	696,303	4,506,283	18,292	4,487,991
セグメント利益	366,971	423,032	790,004	396,573	393,431

(注) 1. セグメント利益の調整額 396,573千円は、セグメント間取引消去 18,292千円および各報告セグメントに配分しない全社費用 378,280千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年8月1日 至 平成28年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	不動産再活事業	不動産賃貸 収益等事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,664,129	545,359	12,209,489	—	12,209,489
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	1,271	1,271	1,271	—
計	11,664,129	546,631	12,210,760	1,271	12,209,489
セグメント利益	2,167,872	296,916	2,464,788	361,182	2,103,606

(注) 1. セグメント利益の調整額 361,182千円は、セグメント間取引消去 1,271千円および各報告セグメントに配分しない全社費用 359,910千円であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 8 月 1 日 至 平成27年 4 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 8 月 1 日 至 平成28年 4 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	17銭	6 円67銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	108,918	1,592,160
普通株主に帰属しない金額(千円)	68,855	55,996
(うち優先配当額(千円))	(68,855)	(55,996)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	40,062	1,536,163
普通株式の期中平均株式数(株)	233,860,965	230,240,289
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	第 3 回無担保転換社債型 新株予約権付社債 第 7 回新株予約権	—

(注) 前第 3 四半期連結累計期間および当第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額に
ついては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 6 月14日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 谷 富 士 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 隆 伸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年2月1日から平成28年4月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年8月1日から平成28年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成28年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。